

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年6月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400494号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2500004号

第1 結論

昭和59年4月から平成5年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年4月から平成5年2月まで

昭和63年の春頃、自宅を訪れたA社会保険事務所(当時)の職員に、国民年金の保険料に未納があるので払っておかないと将来年金が貰えないから加入手続をしてくださいと言われた。当時、未納分(過年度)の保険料は分割で支払い、通常分(現年度)の保険料は平成5年2月まで口座振替で納付した記憶がある。その後、未納請求及び未納のお知らせもなかったことから国民年金保険料は間違いなく納付したので調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和63年の春頃、A社会保険事務所の職員から国民年金保険料が未納であると指摘され、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、請求期間当時、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が新規に付番される払出事務が行われることとなるが、オンライン記録によると、請求者の国民年金番号前後の複数の被保険者の資格取得処理日から請求者の国民年金番号「*」は、平成2年1月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点では、請求期間のうち、昭和59年4月から昭和62年11月までは保険料の徴収権が時効により消滅しており、遡って保険料を納付することはできない。

また、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金番号が払い出されている必要があるところ、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったが、請求者の上記以外の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続後の国民年金保険料は口座振替で納付したと主張しているが、口座振替の手続をした場所、開始した時期及び保険料額の具体的な状況が明確でなく、請求期間当時、口座振替を行っていた預金通帳も所持していない。

加えて、オンライン記録によると、平成6年9月7日において過年度納付書が作成されていることが確認できることから、当該納付書作成時点では、請求者の請求期間のうち平成4年8月から平成5年2月までの期間に係る国民年金保険料は、未納であったことがうかがえる。

また、B市は、請求者の請求期間に係る国民年金の加入、保険料納付等について、保存期限経過により当時の資料がないため不明である旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。